施設整備運営方針（地域密着型特別養護老人ホーム）

法人名：

※各項目A４サイズ片面1枚以内で記載してください。（フォント指定：Meiryo UI、文字サイズ10.5）

|  |
| --- |
| １　全体コンセプト■応募の動機、応募者の強み、利用者像、利用者のニーズ把握、本事業の目標等を明確にして全体コンセプトを記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ２　施設の目的及び運営の方針■特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第59条において準用する第2条第1～5項（ユニット型は第60条及び第63条において準用する第33条第1～3項）及び特別養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について（以下「解釈通知」という。）第1の1（ユニット型は第5の1及び2）を踏まえ、記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ３　職員の職種、数及び職務の内容■基準第59条において準用する第7条第2号（ユニット型は第63条において準用する第34条第2号）、第56条及び解釈通知第1の6（1）を踏まえ、記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ４　入所定員■基準第59条において準用する第7条第3号（ユニット型は第63条において準用する第34条第3号）、第63条において準用する基準第25条（ユニット型は第63条において準用する第41条）及び解釈通知第1の6(2)を踏まえ、記載してください。■ユニット型の場合、ユニットの数及びユニットごとの入居定員についても記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ５　入所者の処遇の内容及び費用の額■基準第59条において準用する第7条第4号（ユニット型は第63条において準用する第34条第５号）、解釈通知第1の6（3）①及び②（ユニット型は第5の3（1）①及び②）を踏まえ、記載してください。・処遇の内容は、入所者が日常生活を送る上での1日当たりの日課、レクリエーション及び年間行事等を具体的に示すこと。・費用の額は、基準費用額及び近隣同種・同規模施設と比較することとし、差が生じている場合は理由や影響について言及すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| ６　施設の利用に当たっての留意事項■基準第59条において準用する第7条第5号（ユニット型は第63条において準用する第34条第6号）及び解釈通知第1の6（4）を踏まえ、入所者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を具体的に記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ７　緊急時等における対応方法■基準第59条において準用する第7条第6号（ユニット型は第63条において準用する第34条第7号）、第59条において準用する第22条の2及び解釈通知第4の9を踏まえ、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他緊急時等における対応方法、対応方法の見直し状況について具体的に記載してください。　・緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連絡方法、診察を依頼するタイミング等に言及すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| ８　非常災害対策■基準第59条において準用する第7条第7号（ユニット型は第63条において準用する第34条第8号）、第59条において準用する第8条第1～3項、解釈通知第1の6(5)及び解釈通知第1の7（1）～（4）を踏まえ、記載してください。・非常災害に関する具体的計画、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備状況、職員への周知方法、避難・救出等訓練の実施状況について言及すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| ９　虐待の防止のための措置に関する事項■基準第59条において準用する第7条第8号（ユニット型は第63条において準用する第34条第9号）、第59条において準用する第31条の2、解釈通知第1の6（６）及び解釈通知第4の21を踏まえ、記載してください。■以下の項目について言及すること。・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催・虐待防止のための指針の整備・虐待防止のための従業者に対する研修の実施・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任 |
|  |

|  |
| --- |
| １０　その他施設の運営に関する重要事項■基準第59条において準用する第7条第9号（ユニット型は第63条において準用する第34条第10号）、第59条において準用する第15条第4項、第5項（ユニット型は第63条において準用する第36条第6項、第7項）、解釈通知第1の6（7）、第4の3（2）（ユニット型は第5の5（3））を踏まえ、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等を記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| １１　【整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれる場合】利用者及び職員を避難させる方策等、津波への備え■整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれない場合は、記載不要。■「堺市津波避難計画（平成26年3月）」を参照し、記載してください。■利用者及び職員の具体的な避難方法を記載してください。 |
|  |